

## 資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

当社の「ワイワイプリカ」「イージェイプリカ」（以下、従来プリカ）について、コスト仕様「プリペイドカード」に変更しましたことに伴い、運用を廃止しました。

従来プリカをお持ちの方を対象として、「資金決済に関する法律第20条第1項」の規定に基づき、下記の通り従来プリカ未使用残高の払戻しを致しますので、申出期間内に申出をお願い致します

### 記

〈払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号〉 株式会社東日本エネルギー

〈払戻しに係る前払式支払手段の種類〉 ワイワイプリカ、イージェイプリカ

〈払戻しの申出期間〉 令和4年3月18日9時から令和4年6月28日19時迄

※ 当該期間内にお申出いただけない場合は、本払戻し手続きから除外されます。

〈申出の方法〉 ワイワイプリカ、イージェイプリカを当店にご持参下さい

〈払戻しの方法〉 未使用残高を確認し現金にて返金します

〈払戻し場所、問い合わせ先〉

株式会社東日本エネルギー スーパーセルフ館山

〒294-0048 千葉県館山市下真倉341-1

電話 (0470-25-5252) 担当 寺田 真樹

令和4年3月18日（公告日）